

衆院定数訴訟上告審判決について

— 1993. 1. 20 最高裁大法廷判決 —

前 田 寛

目 次

- I はじめに
- II 判決要旨（多数意見）
- III 違憲判断の基準
 - 1 較差許容限度
 - 2 合理的期間論
 - 3 可分説・不可分説と選挙の効力
- IV おわりに

I はじめに

平成2年2月施行の総選挙をめぐり、東京、大阪、広島等8都府県計24選挙区の選挙人らが、議員1人当たりの選挙人数で最大1対3.18の較差があった本件定数配分規定は、「憲法14条1項等が保障する法の下での平等に反する」として、各都府県選挙管理委員会を相手取り、選挙の無効（やり直し）を求めた定数訴訟（公職選挙法204条の選挙無効訴訟）の上告審判決が、平成5年1月20日、最高裁大法廷（裁判長・草場良八長官）で言い渡された¹⁾（以下「本判決」という）。

本判決（15裁判官のうち草場長官ら8裁判官の多数意見）は、本件選挙当

注1) Jurist Note「衆議院議員定数訴訟大法廷判決」・『ジュリスト』1018号142頁、判時1444号23頁、判タ806号58頁。本判決については、平成5年1月20日付朝日・毎日・読売・中国各新聞（夕刊）、翌21日付朝日・毎日・読売・日経・産経・中国各新聞参照。

なお、本判決は、東京5区の実選挙人らが提起した事件についてのものである。

時の最大1対3.18の較差について、「憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至っていた」とし、「違憲状態」にあったと判断したが、「憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったものと断定することは困難である」として、当時（「9増10減」の定数は正前）の定数配分規定（公職選挙法）を「合憲」と結論づけた。

残る7裁判官のうち橋元ら4裁判官は、昭和61年5月の国会決議を重視し、本件選挙当時の較差は違憲状態にあり、是正のための合理的期間も経過していたとして、「違憲」（ただし、事情判決的処理）とする旨の「反対意見」を述べ、また、園部ら3裁判官は、「2倍」を超えると「違憲」になるとの判断を示すなど、本件定数配分規定の「違憲」を主張した裁判官は、合計6人にもぼっている。

この他にも、味村ら2裁判官は、定数配分規定の可分説を採り、選挙区別に判断して部分的に無効ないしは将来効的無効とする趣旨の判決を下すべきなどと主張した。

そこで、本稿は、このように多数意見と反対意見及び意見とで見解を異にした較差許容限度、合理的期間論、国会決議の評価、そして可分説・不可分説等について、これまでの最高裁判決——昭和51年4月14日の大法廷判決²⁾（以下「51年判決」という）、同58年11月7日の大法廷判決³⁾（以下「58年判決」という）、同60年7月17日の大法廷判決⁴⁾（以下「60年判決」という）、そして同63年10月21日の第二小法廷判決⁵⁾（以下「63年判決」という）——との比較を重視し、若干の検討を試みることにする。

II 判決要旨（多数意見）

一 議員定数配分規定の違憲を理由とする選挙の効力に関する訴訟

-
- 2) 民集30巻3号223頁, 判時808号24頁。
 - 3) 民集37巻9号1243頁, 判時1096号19頁。
 - 4) 民集39巻5号1100頁, 判時1163号3頁。
 - 5) 判時1321号118頁, 判タ707号90頁。

右訴訟についての基本的な考え方は、51年判決、58年判決及び60年判決の示すところであって、これを変更すべき理由はない。

1 憲法14条1項の規定は、国会の両議院の議員を選挙する国民固有の権利につき、選挙人資格における差別の禁止にとどまらず、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力（投票価値）の平等をも要求するものと解すべきである。

2 国会が定めた具体的な選挙制度の仕組みの下において投票価値の不平等が存在する場合に、それが憲法上の投票価値の平等の要求に反しないかどうかを判定するには、右不平等が国会の裁量権の行使として合理性を是認し得る範囲内にとどまるものであるかどうかを検討する必要がある。

もっとも、制定又は改正の当時合憲であった議員定数配分規定の下における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数又は人口の較差が、その後の人口の異動によって拡大し、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至った場合には、そのことによって直ちに当該議員定数配分規定が憲法に違反するとすべきものではなく、憲法上要求される合理的期間内の是正が行われないうちに初めて右規定が憲法に違反するものというべきである。

二 本件議員定数配分規定の合憲性

1 本件選挙当時の最大1対3.18の較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、選挙区の選挙人数又は人口と配分議員数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされる衆議院議員の選挙制度の下で、国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものというべきであり、これを正当化すべき特別の理由を見いだすことはできないから、本件選挙当時において選挙区間に存在した投票価値の不平等状態は、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至っていたものというべきである。

2 60年判決によって違憲と判断された昭和61年改正法による改正前の議員定数配分規定の下における投票価値の不平等状態は、右改正の結果解消されたものと評価することができるものというべきであるが、その後の右較差

の拡大による投票価値の不平等状態は、右較差の程度、推移からみて、昭和61年選挙後で本件選挙のある程度以前の時期において憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達していたものと推認することができる。

右の時期については、事柄の性質上これを判然と確定することは不可能であるので、右較差の拡大による投票価値の不平等状態が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達した時からどれだけの期間経過した後に本件選挙が施行されたものかは、明らかでないといわざるを得ないが、本件選挙の施行の日までの期間は、本件議員定数配分規定の施行の日である昭和61年選挙の施行の日からは約3年7か月、昭和60年国勢調査の確定値が公表された日からは約3年3か月である。

以上の事実のほか、人口の異動は絶えず生ずるものである上、人口の異動の結果、右較差が拡大する場合も縮小する場合もあり得るのに対し、国会が議員定数配分規定を頻繁に改正することは、政治における安定の要請から考えて、実際的にも相当でもないことを考慮する必要がある、また、本件選挙当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差の最大値が昭和61年選挙当時の較差の最大値と比べて著しく掛け離れたものでないことなどを総合して考察すると、本件において、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったものと断定することは困難であるといわざるを得ない。

3 したがって、本件においては、本件選挙当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差は、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至っていたものではあるが、本件選挙当時の本件議員定数配分規定を憲法に違反するものと断定することはできない。

三 結 論

以上の次第であるから、本件議員定数配分規定が本件選挙当時憲法に違反するものとはいえないとした原審の結論は、これを是認することができるというべきである。

Ⅲ 違憲判断の基準

本判決は、違憲判断の基準として、これまでの最高裁判決で示された考え方を踏襲し、「合理性の基準」（国会の裁量権行使が合理性を有するか否か）、すなわち「投票価値の不平等の程度」と「是正のための合理的期間の経過」の二つを挙げている。しかし、較差許容限度についての具体的数値を明示していないため、一般的に、どの程度の投票価値の不平等が生じた場合に違憲状態と判断されるのか、そして憲法上要求される是正のための合理的期間が具体的にどの程度の期間を指すのかは、必ずしも明らかではない。

したがって、原審の東京高裁が「合憲」、大阪高裁が「違憲」、そして広島高裁が「違憲状態」と、いずれも、最高裁判決で示された基本的な考え方を踏襲しながら、それぞれ異なった判断を下した⁶⁾のも、その意味では当然の結果であったともいえる。

1 較差許容限度

最高裁は、「8増7減」の定数は直後の昭和61年7月に施行された選挙（最大較差は、選挙人比で1対2.92、人口比で1対2.99）に関する63年判決で、58年判決および60年判決が昭和50年法改正の結果、最大較差が1対2.92に縮小したこと等を理由として、51年判決により違憲と判断された同改正前の定数配分規定の下における投票価値の不平等状態は同改正により一応評価できる旨判示した趣旨に徴して、「本件議員定数配分規定が憲法に反するものといえないことは明らかというべきである」として、本件選挙当時の最大「1対2.92」の較差を「合憲」と判断した。そして、本判決で、「1対3.18」の較差を「違憲状態」と判断したことにより、「1対3」が合憲の目安であることが一層明確となったといえる。つまり、「1対2.92」と「1対3.18」

6) 詳しくは、拙稿「衆院定数訴訟高裁判決について——最近の東京、大阪両高裁判決を素材として——」・『徳山大学論叢』36号261頁以下、同「政治改革と定数は正について」・『徳山大学総合経済研究所紀要』14号75頁以下参照。

とは大差なく、本判決が後者の較差を「違憲状態」としたことにより、合憲の数値的基準（最大値）は、2.92と3.18の間であるということが明らかになったのである。

しかしながら、51年判決が、衆議院議員の選挙制度における選挙区割と定数配分の決定にあたっては、「各選挙区の選挙人数又は人口数……と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準」であるとしながらも、「それ以外にも、實際上考慮され、かつ、考慮されてしかるべき要素は、少なくない」として、都道府県、従来の選挙の実績、選挙区としてのまとまり具合、市町村その他の行政区画、面積の大小、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况等の「諸般の要素」の他、「社会の急激な変化や、その一つのあらわれとしての人口の都市集中化現象」などがあり、そこには「極めて多種多様で、複雑微妙な政策的及び技術的考慮要素」があることを指摘し、「それらの諸要素のそれぞれをどの程度考慮し、これを具体的決定にどこまで反映させることができるかについては、もとより厳密に一定された客観的基準が存在するわけのものではないから、結局は、国会の具体的に決定したところがその裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決するほかはな」（傍点筆者）いと判示しているように、最高裁判決の考え方からすれば、較差（較差許容限度）について、個別的に判断せざるを得ない。

そうであれば、前掲の最高裁判決は、あくまでも個別的な事案において、「1対2.92」を「合憲」とし、「1対3.18」を「違憲状態」と判断したのであって、較差許容限度として、一般的に、「1対3」という具体的数値を提示したと解するのは早計であるといえなくもないが、58年判決に付された中村治朗裁判官の反対意見が述べているように、国会の立法裁量権の限界的数値を想定することは、必ずしも不可能ではないものと思われる。

すなわち、同裁判官は、「51年判決が他の考慮要素として挙げている事項は、それ自体として人口比例主義と併立する別個独立の原理というべきものではなく、いわば厳密な人口比例主義の貫徹に対する若干の緩和的ないし修正的要素として国会のしんしゃくしうべき事項とみるべきものであるから、

これによる影響として是認されるべき較差拡大の程度にもおのずから限度があり、……1対2という数値に若干の幅をもたせるとしても、その数値はせいぜい1対3の程度を超えるところまでは認められず、それ以上の較差が生じている場合には、原則として国会に許容しうる裁量権の限界を超えるに至ったものと推定するのが相当である」とした上で、「このような数値は、論理必然的に導き出されるというものではなく、その意味で本質的には主観的要素を帯有することを免れないけれども、裁量権の及ぶ範囲を最大限に見積っても一般的にはこの程度がぎりぎりのところであるという限界線を想定することは必ずしも不可能ではなく、これによって得られる基準はそれなりの客観性をもつ」と述べている。

また、本判決に付された木崎良平裁判官の反対意見は、「多数意見においては、国会の裁量権の限界についてはもちろん、較差についても、具体的な数値による限界的基準は明示されていない。したがって、国会の合理的裁量権の限界を超えているか否かについての判断は、事案ごとに各別にしなければならぬことになるが、結果的には、判断基準が明示されないために外部からの理解はおのずから推測に頼るほかにみちがなく、人によって理解の異なる場合も生じることとなり、基準が甚だあいまいになることを憂慮せざるを得ない。したがって、裁判所はむしろ右基準を明示すべきではなかろうか。」(傍点筆者)と述べている。

このような観点から、本判決に付された橋元四郎平裁判官は、「最大較差が1対3に極めて近い場合は、これを違憲状態である」との見解を、中島敏次郎裁判官は、較差に対する合憲性の判断基準は原則として「1対3未満」を、そして小野幹雄裁判官は、「1対3」程度の基準を、それぞれ、反対意見で提示している。また、佐藤庄市郎裁判官は、「1人が1票の投票権を持つのに対し他の人が2票の投票権を持つのは明らかに不平等であるというべきであるから、較差が1対2を超える場合……は、憲法上容認し得ない」との見解を、木崎裁判官は、佐藤裁判官と同様の理由から「最大較差1対2未満」の基準を、それぞれ、反対意見で提示している。

なお、本判決に付された園部逸夫裁判官の意見は、「議員定数配分規定が、ある選挙区の選挙人について、他の選挙区の選挙人の2倍を超える価値の票を投ずる権利を与えているようなことがあれば、結果的に、地域によって価値の異なった選挙権の行使を認めるいわゆる等級選挙を定めているものとみざるを得ないのであって、憲法14条の定める法の下での平等の原則違反の問題を生ずる」ことを念頭において、「具体的事件について、個別的に」（傍点筆者）判断すべきであると述べている。

確かに、通説等が主張する「1対2」の数値的基準は、「1対3」の数値に比べれば、理論的であり、理想的でもあるが、①投票価値の平等は、国会が定めた具体的な選挙制度の仕組みとの関連で相対化されることを免れない⁷⁾。つまり、どのような代表制（多数代表制、少数代表制、そして比例代表制）を採用かによって、投票価値の平等の実現の程度も異なるのである。②小選挙区制のアメリカで唱えられた主張を参考にして、わが国の通説が採る「1対2」の基準は、本来、「1人1票の憲法原則を根拠とし、立法府に対し、その裁量の明確な枠を示そうという実践的意図から唱えられた⁸⁾」ものであるが、中選挙区制下での定数は正は、定数の増減だけでなく、合区・分区、境界線変更などの大変難しい作業を必要とする（技術的困難性）ため、實際上、各党間の合意を得ることは極めて困難であり（実際上の困難性）、これまで4度の定数は正（昭和39年、同50年、同61年、そして平成4年）も小手先（数合わせ）の是正に終わっている。さらに、③「1対2」の数値的基準は、小選挙区制の下では、「歪みの測定基準として申し分ない」が、複数議員が配分される中選挙区制の下においては、「必ずしも妥当ではない」のである⁹⁾。

したがって、現行の中選挙区制の下では、違憲判断の数値的基準（国会の

7) 詳しくは、同上268-269頁。さらに、安念潤司「いわゆる定数訴訟について（二）」・『成蹊法学』25号88-89頁参照。

8) 遠藤比呂通「最高裁判所民事判例研究 民集37巻9号」・『法学協会雑誌』103巻3号196頁。

9) 同上203頁原注16)。

立法裁量権の限界的数値)として、「1対2」の数値をもう少し緩和して「1対3」程度の数値を目安とするのが妥当であろう——ただし、この数値は、あくまでも立法裁量権の限界的数値であり、實際上、国会は、人口異動の状態をも考慮して「1対2.5」程度の数値に是正する必要があることは、いうまでもない——。

2 合理的期間論

最高裁判決は、違憲判断のもう一つの基準として、是正のための合理的期間を挙げているが、この合理的期間の始期、「期間」の程度、そしていかなる事情が考慮の対象となるかなどについては、必ずしも明らかではない。

本判決は、合理的期間の始期（投票価値の不平等の程度が違憲状態に達したとき）について、60年判決によって違憲と判断された投票価値の不平等状態は、昭和61年法改正の結果解消されたものと評価することができるとした上で、昭和61年選挙後で本件選挙（平成2年2月）のある程度以前の時期において憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達していたものと推認することができるとしたが、①昭和61年選挙日から約3年7か月、昭和60年国勢調査の確定値公表日から3年3か月である、②人口異動の結果、較差が拡大する場合も縮小する場合もあり得るのに対し、国会が定数配分規定を頻繁に改正することは、政治における安定の要請から考えて、実際的でも相当でもない、③本件選挙当時の較差の最大値（1対3.18）は昭和61年選挙当時の較差の最大値（1対2.92）と比べて著しく掛け離れたものでない、ことなどを総合考察し、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったものと断定することは困難であると判断した。

これまでの最高裁判決が挙げた判断要素から合理的期間がどの程度の期間を指すのかは必ずしも明らかではない——つまり、較差許容限度が明確にならなければ、合理的期間の始期（起算点）自体も明確にならない。——が、公職選挙法別表第一の末尾の規定にある「5年」間が一応その目安となろう¹⁰⁾。

10) 安念潤司「定数不均衡と改正の合理的期間」(芦部信喜・高橋和之編『憲法判例百選Ⅱ(第二版)』所収)319頁参照。

もちろん、この「期間」は、人口異動の状態なども考慮して具体的事案ごとに判断されるべきであり¹¹⁾、単に機械的に一定の年数を経過したことだけによって定まるものではないが、少なくとも、投票価値の不平等状態（違憲状態）が生じた後およそ5年以上も何らの是正がなされなかった場合には、特別の理由がない限り、合理的期間内における是正がされなかったものと解される¹²⁾。

ちなみに、最高裁は、51年判決で、昭和39年法改正後昭和47年の選挙時までの約8年を「合理的期間を経過している」とし、58年判決で、昭和50年改正法の公布日および施行日から昭和55年の選挙時までの約5年ないし約3年半を「合理的期間内」とし、60年判決で、昭和50年の法改正後昭和58年の選挙時までの約8年を「合理的期間を経過している」とし、そして本判決で、昭和61年7月の選挙日（同年5月の法改正による本件定数配分規定の施行日）および昭和60年国勢調査の確定値公表日（同61年11月）から平成2年2月の選挙時までの約3年7か月ないし約3年3か月を「合理的期間内」と判断していることから推測すると、法改正（定数は正）後「5年以上、8年以内」、また、違憲状態が生じた後およそ「5年」の期間の経過を合理的期間内の一応の目安と解しているようである。

ところで、合理的期間の経過に関して、「是正方法の難易、是正に向けての国会の努力の程度、是正実現の見込み、など¹³⁾」の事情がどのように評価・考慮されるかについて、本判決において多数意見と反対意見では見解を異にしている。

すなわち、昭和61年の法改正（「8増7減」の定数は正）の際、抜本改正の検討を約束した国会決議について、本判決は、「これは、衆議院が、立法府としての立場で自らの適切妥当な立法権の行使についての決意を表明したものである」とあり、「憲法の要求する合理的期間内の是正が行われたか否かとい

11) 越山安久『最高裁判所判例解説 民事篇 昭和51年度』153頁。

12) 同上。

13) 安念潤司「いわゆる定数訴訟について(三)」・『成蹊法学』26号64頁。

う法的判断とは次元を異にする問題である」(傍点筆者)と述べている。これに対し、橋元、中島、佐藤、小野の4裁判官の各反対意見は、国会決議を重視し、すでに是正のための合理的期間も経過しているとし、結論的に「違憲」(ただし、事情判決的処理)とすべきとの見解を示している。例えば、橋元裁判官は、「合理的期間論が、……多分に国会の裁量権を配慮した政策的要素を含むものであることにかんがみれば、立法府自身がこのような認識と決意を表明した以上、これを、合理的期間内の是正が行われたか否かの判断に当たり、重要な要素として考慮に入れるのは、当然のことといつてよかろう。ゆえに、右決議の存在をも考慮すれば、是正のための合理的期間が経過したとの結論に達するに十分である」と述べている。

この問題について、これまで学説は、あまり突っ込んだ論議を展開していないが、戸波江二教授は、「期間が経過したかどうかの判断にあたっては、立法の必要性の強度、立法の難易等の客観的事情のほかに、立法府の立法努力の有無という主観的事情をも視野に入れることが妥当であり、したがって、考慮すべき事情はかなり広汎にわたり得るが、他方で、その事情は実態に則して具体的に検討されなければならない¹⁴⁾」とされ、また、小林節教授は、「合理的」期間について、「それは、具体的な数字で表現できる『期間』ではなく、むしろ、その期間を政治部門(つまり国会と内閣)がどのように過ごしたかによって評価が違って来る、と考えます。つまり、仮にいかに長期間であっても、その間、選挙制度の改善に向けて政治部門が誠実に努力しているのであれば、国民および司法部としてはそれを許して待つべきであります。しかし、同時に、短期間であっても、改善作業中という口実の下に政治部門がサボタージュをしたり、あるいは、政治部門が何もせずに単に放置しているのであれば、もはやその段階で違憲性の批判は免れません¹⁵⁾。」とされる。さらに、都築弘氏は、「合理的期間論でも、その判断要素として、

14) 戸波江二「立法の不作为の違憲確認」(芦部信喜編『講座 憲法訴訟』第一巻・有斐閣・昭和62年)370頁。

15) 小林節「議員定数不均衡——選挙無効請求事件——」・『月刊 Article』31号27頁。

国会の過失等の事情が考慮されるべきであろう¹⁶⁾。」とされる。

思うに、本判決は、抜本改正の検討を約束した国会決議を、立法府の決意表明であり、合理的期間の経過に関する法的判断とは別の問題だとしているが、少なくとも、定数是正に向けた国会の努力の程度、近い将来における改正の見込みの有無などの主観的な事情をも考慮要素の対象にするのが妥当であろう。この問題については、結局、安念潤司助教が述べておられるように、「合理的期間論は、故意・過失あるいは不作為責任といった責任論的色彩の濃厚な範疇を用いるか否かはともかく、傾向的にはやはり主観化されざるを得ない¹⁷⁾」と思われる。

なお、佐藤裁判官は、「合理的期間は、……違憲状態解消の立法をするために国会に許容された期間であるから、必要最小限の期間とすべきであり、せいぜい国会の二つの会期をもって足りる」との見解を、木崎裁判官は、「合理的期間の意味は、較差の違憲状態を是正するために必要とされる最短期間と解すべきであり、このためには、国会としては、絶えず較差についての確認を行い、それが違憲状態であることを認識し得たときには、速やかに手直しを行うべき」であり、合理的期間の始期は、「選挙人名簿等の資料の公表により較差が1対2以上であることを確認できる時期と考えるべき」との見解を、さらに小野裁判官は、「是正のための合理的期間という考え方は、法改正を要する事態が生じた場合、それを是正するためには立法準備等に一定の期間が必要であるから、それに必要と認められる合理的期間内は、改正しないことを非難し、その責任を問うことが酷であり、猶予すべきであるという趣旨と解されるのであり、法改正の必要性が十分認識され、改正しようとしさえすれば、時間的余裕が十分にあったと認められる場合にまで、妥当するものとは考えられない」（以上、傍点筆者）との見解を、それぞれ、反対意見で述べ、これまでの最高裁判決で示された判断基準とは異なる基準を

16) 都築弘「衆議院定数訴訟最高裁判決～最高裁（大）昭和58年11月7日判決～」・『法律のひろば』37巻2号62頁。

17) 安念潤司・前出注13) 66頁。

提示している。これらの見解——ことに、木崎、小野両裁判官の見解は、「過失判断に接近するまでに、合理的期間の内容を主観化しようとする意図¹⁸⁾」が窮われる。——は、結局、合理的期間の意味を厳格に捉えることにより、国会の抜本是正——最大較差の是正だけでなく、逆転現象や2人区・6人区の解消など——努力の怠慢に歯止めをかけようとしたものと思われる。

3 可分説・不可分説と選挙の効力

定数配分規定の一部に違憲の瑕疵がある場合に、その規定の一部だけを違憲と解する(可分説)か、規定全体を不可分一体のものとして違憲と解する(不可分説)かの問題は、51年判決において多数意見と岡原昌男ら5裁判官及び岸盛一裁判官の各反対意見とを分かち重要な論点となっていた¹⁹⁾が、本判決においても多数意見と木崎、味村両裁判官の反対意見及び意見を分かち論点の一つとなっている。

可分説は、岡原ら5裁判官及び岸裁判官の各反対意見とほぼ同様に、「較差是正のための一部の選挙区の議員定数の改正が、必ずしも他の選挙区の議員定数に影響を及ぼさないこと、他の選挙区の議員定数に影響を及ぼす場合でも大部分の選挙区は影響を受けないことは、従前の同法の改正の経過に照らし明らかというべきである。」(味村治裁判官の意見)ことをその論拠とし、不可分説は、「選挙区割及び議員定数の配分は、議員総数と関連させながら、……複雑、微妙な考慮の下で決定されるのであって、一旦このようにして決定されたものは、一定の議員総数の各選挙区への配分として、相互に有機的に関連し、一の部分における変動は他の部分にも波動的に影響を及ぼすべき性質を有する」(51年判決)ことをその論拠としている。

この問題は、理論上はどちらの解釈も可能であり、結局、「はてしない論争」(岸裁判官の反対意見)となりかねず、また、「どちらを採っても、改正

18) 安念潤司・前出注10) 319頁。

19) 拙稿「選挙訴訟に関する若干の問題——1976年4月14日最高裁判決を素材として——」・『徳山大学論叢』16号279頁以下。さらに、最近のものとして、岡原昌男「投票価値平等の理論——いわゆる定数は是正の理論」・『ジュリスト』1003号82頁以下参照。

のあり方を拘束するものではないとすれば、可分・不可分論は可分・不可分論そのものとして結着をつけるべきではなく、「他の諸問題についての結論と関連させ、それとより適合的な方を選べばよい²⁰⁾」ともいえよう。

前掲の木崎裁判官は、「議員定数配分規定が違憲無効と判断された場合の現実的処理を考えると、不可分説は、これを全体として無効と考えるため、結果的には政治の現場における収拾困難な状況を予測せざるを得ないため、「選挙無効判決を避けて事情判決的処理をせざるを得ないことになり、実効ある判決が期待しにくくなるので、「較差が1対2以上の選挙区選挙については、当該選挙を無効とした上、……相当の期間（1年間）を設け、その期間内に定数是正の行われなるときには当該選挙を無効とする趣旨の判決を行うべき」との見解を、また、味村裁判官は、岸裁判官の「平等不平等は絶対的な概念ではなくて相対的なものである」との指摘が重要であるとした上で、「当該選挙区における右数〔議員1人当たりの選挙人数〕が全選挙区中議員1人当たりの選挙人数が最多である選挙区における右数に比して著しく少なく、その較差が著しい場合」には（つまり、基準を超えて定数を多く配分されている選挙区は）、「当該選挙区の議員定数に関する規定及びこれに基づく選挙は無効と解すべき」であるとの見解を、それぞれ、述べている。

なお、中島裁判官は、不可分説を採った上で、本件については事情判決的処理をするのが相当であるが、「今後、1対3以上の較差が是正されずに合理的期間が経過したまま総選挙が行われ、再度議員定数配分規定違憲訴訟が提起された場合には、……司法部としては、実効性のある措置を採らざるを得」ず、「当該選挙を無効とするが、その効力は一定期間内……に定数配分規定の是正がされない場合に生じるものとする判決を行うべき」との見解を述べている。

上掲の各裁判官（反対意見及び意見）が主張する選挙無効判決は、確か

20) 高橋和之「定数不均衡違憲判決に関する若干の考察」・『法学志林』74巻4号98頁。

に、事情判決的処理に比べ国会（法改正）に与えるインパクトが強くなるが、「これによって憲法に適合する状態が直ちにもたらされるわけではなく」（51年判決）、「選挙無効判決後に選挙法を誰がどの段階で改正して再選挙を行うのかという後始末の問題の仕方²¹⁾」が残っており、これをどう解決するかが大きな問題である。つまり、51年判決が事情判決的処理をする理由として挙げた「憲法の所期しない結果」を現実を生じさせることになるからである²²⁾。また、選挙無効将来効判決は、選挙無効判決後一定期間経過後に選挙無効の効果が発生するという趣旨の判決方法であり、再選挙の前提となる法改正に必要な一定の期間（猶予期間）を国会に与えることができるだけでなく、法改正の審議に違憲・違法とされた選挙区の議員も参加してこれを行うことができる（前掲の中村裁判官の反対意見）という利点もあるが、その無効の効果が発生する時点をどこに設定するか、そして、裁判所は「そのような時点を自由に設定しうるか」という問題²³⁾があり、仮に設定しうるとしても、基本的には、選挙無効判決の場合と同じような問題は残る。さらに、もしこういう判決方法が可能ならば、「そもそも一度目に事情判決を援用する必要もなくなるのではなかろうか²⁴⁾」という疑問も生じよう。

このように、可分、不可分のいずれの説を採っても、「実効ある判決」、すなわち選挙無効判決ないし選挙無効将来効判決によって直ちに法改正（定数是正、ことに抜本是正）が実現するわけではなく、後始末の問題をどう解決

21) 篠原一、芦部信喜、内田健三「鼎談 衆議院定数大法廷判決と代表制のあり方」・『ジュリスト』806号10頁の芦部信喜発言。さらに、安念潤司「いわゆる定数訴訟について（一）」・『成蹊法学』24号187頁参照。

22) 野中俊彦「議員定数不均衡と選挙の効力」（民商法雑誌創刊50周年記念論集Ⅰ『判例における法理論の展開』所収）326頁、同「立法義務と違憲審査権——選挙権訴訟を素材に——」（芦部信喜先生還暦記念『憲法訴訟と人権の理論』有斐閣・昭和60年所収）209頁。

23) 佐藤幸治「基本的人権の保障と救済（2）——議員定数不均衡は正問題に寄せて——」・『法学教室』56号70頁、芦部信喜「衆議院定数違憲判決の意義とは是正案」・『法学教室』64号12頁。

24) 高橋和之「定数不均衡違憲判決の問題点と今後の課題」・『ジュリスト』844号30頁の原注（23）。

するかの厄介な問題が残るのである。

なお、浜田純一助教授が、51年判決の評釈の中で、「『2対1の基準』に立つならば、投票価値の偏差が2対1を越える不均衡については、全体的考察を待たずして、したがって、部分的（可分的）な違憲判断も可能であるように思われる。たとえば、本件において、千葉1区の投票価値と兵庫5区のそれとの偏差は1対4.81で、これだけから、千葉1区の定数配分は違憲という判断をひきだしうるであろう。しかし、この場合、兵庫5区の定数配分もまた違憲ではないかという疑問が生ずる。のみならず、千葉1区との関係で2対1をこえる投票価値の不均衡をきたしている選挙区は多数にのぼる（およそ100区）のであるから、これらの選挙区の定数配分もまた違憲ではないか、というきわめて面倒な問題も生じることにならざるをえない。それゆえ、こうした場合にも、定数配分規定を一括して違憲と考える方が、妥当な結果をえられるように思われる²⁵⁾。」とされるように、可分説を採ると、違憲判断が示される範囲についても——例えば、味村裁判官が主張されるような見解を採らない限り——、「きわめて面倒な問題」が生じる。

したがって、前述の「実効ある判決」の可否の問題のほかに、本質的な不可分性および違憲判断の不可分性²⁶⁾の問題などを考えると、定数配分規定全体に違憲判断が示される不可分説の方が妥当であろう。

IV おわりに

平成4年12月末の国会（第125臨時国会）で「9増10減」（最大較差は1対2.77）の定数是正法案が可決・成立した²⁷⁾が、同是正後も引き続き較差は拡

25) 浜田純一「最高裁判所民事判例研究」・『法学協会雑誌』95巻1号233頁の原注（7）。さらに安念潤司・前出注21）192-193頁参照。

26) 浜田純一・同上229-230頁。

27) 拙稿「衆院の定数是正論議について——『9増10減』案を素材として——」・『徳山大学論叢』38号311頁以下、前田英昭「議員定数の是正をめぐる問題状況」・『法律のひろば』45巻10号66頁以下参照。

大傾向にあり（なお、同年9月現在の選挙人比では、1対2.81）、早晚1対3を超えるのは必至である。

同是正については、村上榮忠氏が指摘するように、①都道府県への配分定数をゆがめる、②突出した格差をなくしても、一票の価値をできるだけ等しくするという定数は正の原点へ進めない、③国会決議で「解消」を約束した6人区が1つ、2人区が4つも生まれるなど、中選挙区制の根幹をなし崩し的に揺るがせている²⁸⁾。また、本判決で「1対3」という合憲の目安が一層明確になったが——たとえば、より厳格な数値的基準（例えば、「1対2」）を採ったとしても——、現行の中選挙区制の下では、従来から一般に用いられてきた「最大較差の縮小というアプローチだけでは、このような不合理がいつまでも解消しない²⁹⁾」（傍点筆者）のである。

したがって、これらの矛盾を解消するためには、現行中選挙区制の下での抜本是正か選挙制度改革に伴う抜本是正の二者択一しかなかろう。

ところで、平成5年度予算が、3月31日に成立したことにより、後半国会（第126通常国会）における最大の焦点は、選挙制度改革を含む抜本的な政治改革の行方に移った³⁰⁾。

自民党は、同日の総務会で衆院への単純小選挙区制の導入を柱とする政治改革関連4法案を党議決定し³¹⁾、社会、公明両党は、4月1日、小選挙区比例代表併用制を柱とする政治改革関連5法案を、それぞれ、党議決定した³²⁾。両法案とも、4月上旬、今国会に提出され、4月中旬に趣旨説明、代表質問が行われたあと、衆院政治改革調査特別委員会に付託され本格的論議が展開

28) 平成4年6月11日付朝日新聞。さらに、同年12月2日付朝日新聞（「潮流・底流」、越山康「九増十減」は不平等を拡大）参照。

29) 野中俊彦「衆議院議員定数改正の経緯と問題点」・『ジュリスト』865号39頁。さらに、越山康ほか『一票の価値——議員定数と国民の権利』教育社・昭和60年・147頁以下参照。

30) 平成5年4月1日付毎日・中日各新聞。

31) 平成5年3月31日付中日新聞（夕刊）。なお、同法案要綱（要旨）について、詳しくは、同年4月1日付読売新聞参照。

32) 平成5年4月1日付中日新聞（夕刊）。なお、同法案要綱（要旨）について、詳しくは、同年3月25日付読売新聞参照。

される予定である³³⁾が、与野党間の隔たりは大きく、両法案とも原案通り成立する見込みはない。

つまり、自民党の単純小選挙区制は、民社党の都道府県単位の比例代表制³⁴⁾はもとより、社会、公明両党の小選挙区比例代表併用制（この制度は、基本的には比例代表制である）とは大きな隔りがある。

しかしながら、制度疲労の極限にまで達した現行の中選挙区制を廃止し、政党本位の選挙制度を目指すという点では、共産党を除く与野党で一致しており³⁵⁾、小選挙区制と比例代表制との組み合わせ方法（並立制、併用制）やその（小選挙区制と比例代表制の）配分比率（何対何）等の技術的要素などで接点や妥協の余地もないわけではない³⁶⁾。

東京佐川急便事件に続く金丸信・自民党前副総裁の巨額脱税事件などで、かつてないほど高まっている国民の政治不信を解消するために、国会審議では、与野党ともこの接点を拡大して妥協点を見出し、選挙制度をはじめとする抜本的な政治改革を実現し政治のシステムを根本から変えることが必要であらう³⁷⁾。

(1993. 4. 2)

33) 前出注30)の毎日新聞参照。

34) 平成5年3月10日付中日新聞。

35) 平成5年2月22日付中日新聞。

36) 平成5年3月26日付中日新聞「社説」参照。

37) 拙稿・前出注6) 276頁以下参照。